

資料 1

福井県動物愛護管理業務の委託内容

1 業務内容

(1) 動物管理指導センター（仮称）（以下、「動物管理指導センター」という。）の本所および嶺南支所における以下の動物愛護管理業務

※関係法令

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）
- ・狂犬病予防法
- ・福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下「条例」という。）
- ・福井県手数料徴収条例（以下「手数料条例」という。）

業務名	業務の詳細
犬猫等に係る 苦情相談受付・対応	① 動物管理指導センター窓口または電話等において、犬猫等に係る苦情相談を受け付ける。 ② 口頭による回答または指導もしくは苦情相談に係る現場の確認を適切に行う。 ③ 現場確認の結果必要と認めた場合は、苦情対象者に対し犬または猫の適正な飼養管理に関する指導を実施する。 ④ ③のほか、苦情対象者を特定できない場合は、適正飼養に関するチラシ配布または看板設置等により、状況の改善を図る。 ⑤ ③または④によっても状況の改善が見られない場合は、その地域を「重点地域」に指定して、改善が図られるまで定期的に巡回を行う。 ⑥ ③～⑤の対応状況について、当該苦情相談の通報者あて適切な頻度で報告する。 ⑦ ①～⑥の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センターに報告する。 ⑧ 苦情相談件数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。
係留されていない犬の保護等	① 動物管理指導センター窓口または電話等において、係留されていない犬に係る苦情を受け付ける。 ② 苦情に基づき現場の確認を行う。 ③ 現場確認の結果、飼い主による飼い犬の放し飼いを認めた場合は、直ちに放し飼いを止めさせるとともに、当該飼い主に対し犬の適正な飼養管理に関する指導を実施する。 ④ ③のほか、係留されていない犬を認めた場合は、当該犬を保護する。その際、当該犬を保護する職員および保護場所周辺の住民等の安全を十分に確保する。 ⑤ ③または④によっても状況の改善が見られない場合は、その地域を「重点地域」に指定して、改善が図られるまで定期的に巡回を行う。また、必要に応じて適正飼養（犬の放し飼い禁止等）に関するチラシ配布または看板設置等を行い、状況の改善を図る。 ⑥ ③～⑤の対応状況について、当該苦情の通報者あて適切な頻

	<p>度で報告する。</p> <p>⑦ ①～⑥の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センターに報告する。</p> <p>なお、④により犬を保護した場合は、その都度報告し、動物管理指導センターから当該犬の措置（収容、犬を引き取るべき旨の通知（犬の所有者が判明している場合）、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑧ ④により保護した犬に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>⑨ 係留されていない犬の収容頭数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
所有者からの犬 または猫の引取り	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、犬または猫の引取りに係る相談を受け付ける。</p> <p>② 引取りを求める所有者の事情等を聴取した上で、終生飼養は所有者の責務であること、所有者自身で新たな飼い主を探すことおよび繁殖制限措置（不妊去勢手術等）を施すこと等について所有者に対し指導を行う。</p> <p>③ ②の結果、所有者に引取りを求めるやむを得ない事情等があると認める場合は、所有者等に引取り依頼書に記載させ、これを受理し、手数料条例に基づく引取り手数料を徴収した後に、当該犬または猫を引取る。</p> <p>④ ③により犬または猫を引取りした場合は、その都度、動物管理指導センターに報告する。また、業務報告書に引取り状況等を記載する。</p> <p>⑤ 動物管理指導センターから当該犬または猫の措置（収容等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑥ 引取りした犬または猫に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>⑦ ②の指導件数、指導理由および③による引取り数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
所有者の判明しない 犬または猫の引取り 等	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、所有者等の判明しない犬または猫の引取りに係る相談を受け付ける。</p> <p>② 引取りを求める拾得者等に拾得時の状況を聴取し、当該犬または猫の所有者等が不明であることを確認する。</p> <p>③ 拾得者等に引取り依頼書に記載させ、これを受理した後に、当該犬または猫を引取る。</p> <p>④ ③により犬または猫を引取りした場合は、その都度、動物管理指導センターに報告する。また、業務報告書に引取り状況等を記載する。</p> <p>⑤ 動物管理指導センターから当該犬または猫の措置（収容、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑥ 引取りした犬または猫に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>⑦ ③による引取り数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
負傷動物の保護等	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、負傷動物等に係る通報を受け付ける。</p> <p>② ①のうち、動物の死体に係る通報の場合は、適切な処理が行</p>

	<p>われるよう連絡調整等を行う。</p> <p>③ ①のうち、野生動物の負傷に係る通報の場合は、次のアまたはイのいずれかにより対応する。</p> <p>ア 通報者自身が当該動物を安全に保護した上で、福井県傷病鳥獣救護事業委嘱獣医師のいる動物病院に当該動物を搬送するよう依頼する。</p> <p>イ 福井県安全環境部自然環境課に通報内容を説明し、通報者への連絡および鳥獣保護員による保護を依頼する。</p> <p>④ ①のうち、野生動物以外の動物の負傷に係る通報の場合は、通報に基づき現場確認等を行う。</p> <p>⑤ 現場確認の結果、負傷動物を認めた場合は、当該負傷動物を保護する。その際、当該負傷動物を保護する職員および保護場所周辺の住民等の安全を十分に確保する。</p> <p>⑥ ⑤により負傷動物を保護した場合は、その都度、動物管理指導センターに報告する。また、業務報告書に保護状況等を記載する。</p> <p>⑦ 動物管理指導センターから当該負傷動物の措置（収容、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑧ 負傷動物等に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>⑨ ⑤による収容頭数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
公示	<p>① 所有者等の判明しない動物に係る公示について動物管理指導センターから連絡を受けた場合は、その動物を収容した日時および場所その他必要な事項について、動物管理指導センターの掲示板に掲示する。</p> <p>また、ホームページ上での公示情報の掲載または関係健康福祉センター、市町等への公示情報の提供等により、当該動物の所有者に関する情報の収集を行う。</p> <p>② 公示期間は「公示をした日から三日を経過する日まで」とする。</p> <p>③ 公示に係る情報を収容台帳に記載する。</p>
収容動物の飼養管理	<p>① 動物管理指導センターの動物収容施設に収容された犬猫等（以下「収容動物」という。）については、次のとおり飼養管理を行う。</p> <p>ア 収容する際には、その動物の全体および特徴等がわかるように写真を撮影する。また、所有者明示の状況（鑑札、迷子札、マイクロチップの装着状況等）について確認する。</p> <p>イ 給餌・給水等の準備を整え、動物収容施設内のケージ等に動物を収容する。</p> <p>ウ 動物の健康状態（元気、食欲、外観上の異常の有無等）、排泄物の状態、人に慣れているか等について確認し、状況に応じて獣医師による診療を受けさせる。</p> <p>エ 動物の収容期間中は、適切な頻度において、給餌・給水（原則として2回／日）、動物の健康状態等の確認を行う。また、必要に応じてシャンプーによる洗浄等および動物の</p>

	<p>運動（1日30分程度）を実施する。</p> <p>② 収容期間中に、収容動物が殺処分以外の理由（病気等）により死亡した場合は、当該死体を適切に処分するとともに、必要に応じて動物収容施設内の洗浄・消毒を行う。また、当該状況について業務報告書に記載し、対応日毎に、動物管理指導センターに報告する。</p> <p>③ 死亡した動物に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>④ ②による死亡頭数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
収容動物の返還	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、収容動物の確認等に係る相談を受け付ける。</p> <p>② 相談者を当該収容動物と面会させ、相談者の所有する動物と一致するか否かについて確認する。</p> <p>③ ②の結果、相談者が当該収容動物の所有者であることが判明した場合は、動物の返還手続きを行う。</p> <p>④ ③において、当該収容動物が犬である場合は、所有者に対し、狂犬病予防法に基づく犬の登録および狂犬病予防注射接種の実施状況について聞き取りを行う。なお、必要に応じて、所有者の住所地を管轄する市町の狂犬病予防法担当課に、登録および予防注射の状況について照会する。</p> <p>⑤ 所有者に対し、当該収容動物が逸走した理由について聞き取りを行う。</p> <p>⑥ ④および⑤の聞き取りの結果、所有者の動物の飼養管理状況に不備があると認める場合は、動物の適正飼養および関係法令の遵守等について所有者に対し指導を行う。</p> <p>⑦ 所有者に動物の返還申請書に記載させ、これを受理し、条例に基づく返還手数料を徴収する。</p> <p>⑧ ⑦による事務処理を実施した場合は、その都度、動物管理指導センターに報告する。また、①～⑦の状況について業務報告書に記載する。</p> <p>⑨ 動物管理指導センターから当該動物の措置（返還等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑩ ⑨により当該動物を返還した後、必要に応じて所有者の動物の飼養管理状況および関係法令の遵守状況等を、巡回または電話等により確認する。改善がみられない場合は、所有者に対し繰り返し指導を行う。</p> <p>⑪ 返還した動物に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>⑫ 動物の返還頭数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
譲渡候補動物の管理	<p>① 次に掲げる収容動物のうち、家庭動物としての適性（年齢が推定8週齢以上、自立歩行、自立排便および自立食餌が可能、下痢・嘔吐等の症状がみられない、人慣れしている、咬み癖等の問題行動がみられない等）が認められる犬猫（飼養、治療等により適性を獲得する見込みのあるものを含む）を譲渡候補動物とする。</p>

	<p>ア 公示期間内に所有者に引き取られなかった犬または猫。 イ 所有者から引取りを求められ、収容された犬または猫。</p> <p>② 譲渡候補動物については、次のとおり健康管理を行う。 ア 適切な頻度の給餌・給水（原則として2回/日）、動物の健康状態等の確認を行う。また、動物の運動（1日30分程度）を実施する。 イ 必要に応じて、シャンプーによる洗浄等を行う。 ウ 動物の年齢および健康状態等に留意の上、獣医師による駆虫剤投与、ワクチン接種等を行う。 エ 犬にあっては、狂犬病予防法に基づく適切な時期に狂犬病予防注射を接種し、犬の所在地を所管する市町から動物管理指導センターが交付を受けた狂犬病予防注射済票および鑑札を犬に装着する。</p> <p>③ 譲渡候補動物について獣医師による健康診断および適性評価を実施し、譲渡適格であることを確認する。 ④ ③の確認をした場合は、その都度、動物管理指導センターに報告する。 ⑤ 動物管理指導センターから、譲渡できる旨等の連絡を受けた後、当該動物を譲渡可能動物とする。 ⑥ ホームページ上に当該譲渡可能動物に係る情報を掲載する。 ⑦ 譲渡可能動物に係る情報を収容台帳に記載する。</p>
<p>嶺南支所から本所への動物の輸送</p>	<p>① 嶺南支所の譲渡候補動物については、当該動物の健康状態（輸送ストレスに耐えられるか）を考慮したうえで、定期的に本所に輸送する。</p>
<p>飼い主講習会および飼養者譲渡</p>	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、動物の譲渡に係る相談を受け付ける。 ② 相談者に対して、譲渡対象動物の有無、動物管理指導センターにおける飼養者譲渡および譲渡会の開催ならびに事前の飼い主講習会の受講義務等について説明する。 ③ 相談者が動物の譲渡を希望した場合は、当該譲渡希望者が次の要件を満たしていることを確認する。 ア 18歳以上であること。 イ 動物を飼養することについて、同居する者全員の同意を得ていること。 ウ 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。飼養場所が集合住宅または借家等の場合は、動物の飼養が可能であることを契約書類等により確認していること。 エ 動物を飼養することにより、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのないこと。 オ 動物を適切に終生飼養するための時間的および経済的余裕を有していること。 カ やむを得ない理由で動物の飼養を継続できなくなった場合に、代わりに終生飼養する者がいること。</p> <p>④ ③の要件を満たした譲渡希望者に対し、飼い主講習会を実施</p>

	<p>する。</p> <p>⑤ 飼い主講習会を受講した譲渡希望者に対し、譲渡可能動物を見せるとともに、当該動物の特性および状態等について説明を行う。</p> <p>⑥ 譲渡希望者が当該動物の飼養者譲渡を希望した場合は、飼養者譲渡申請書を記載させ、これを受領し、動物譲渡書を交付するとともに当該動物を譲渡する。</p> <p>⑦ ⑥により動物を譲り受けた者に対して飼養状況調査票を配布し、譲渡後3か月を目途に回答するよう指導する。</p> <p>⑧ ①～⑦の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センターに報告する。</p> <p>⑨ 譲渡動物に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>⑩ 飼い主講習会実施状況（回数、受講者数）および動物の譲渡頭数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
<p>収容動物の殺処分</p>	<p>① 次に掲げる収容動物のうち、家庭動物としての適性が認められず、獣医師により譲渡不適格であると評価された動物を殺処分対象動物とする。</p> <p>ア 公示期間内に所有者に引き取られなかった犬または猫。</p> <p>イ 所有者から引取りを求められ、収容された犬または猫。</p> <p>② ①について動物管理指導センターに報告し、殺処分の旨の連絡を受けた後、殺処分を実施する。</p> <p>なお、殺処分の方法は獣医師による薬剤注射とし、動物の死亡確認を実施する。</p> <p>③ ②の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センターに報告する。</p> <p>④ 殺処分した動物に係る情報を収容台帳に記載する。</p> <p>⑤ ②による殺処分頭数を月毎に集計して、毎月、動物管理指導センターに報告する。</p>
<p>動物収容施設・設備等の管理</p>	<p>① ケージ等については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア ケージ等に動物がいる場合は、当該動物を別の場所に移動させてから清掃等を行う。その際、移動させた場所において当該動物による危害等が発生しないよう十分に注意する。</p> <p>イ ケージ等にある汚物（糞便、汚れた敷物等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。</p> <p>ウ ケージ等を洗淨する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>エ 洗淨後、清潔なタオル等でケージ等を拭き上げ、必要に応じて消毒剤をケージ等に全体噴霧した後、乾燥させる。</p> <p>オ 乾燥後、給餌・給水等の準備を整え、ケージ等に動物を戻す。</p> <p>② 食器等については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 食器等にある汚物（食餌の残渣、糞便等）を取り除き、</p>

廃棄物容器に捨てる。

イ 食器等を洗淨する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。

ウ 洗淨後、清潔なタオル等で食器等を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を食器等に噴霧した後、乾燥させる。

エ 乾燥後、次回使用時まで、所定の格納設備に食器等を格納する。

③ 洗淨シンクおよび手洗い設備については、次のとおり管理を行う。

ア 排水口メッシュに溜まった汚物（動物の毛、食事の残渣等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。

イ 洗淨シンク等を洗淨する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。

ウ 洗淨後、清潔なタオル等で洗淨シンク等を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を洗淨シンク等に噴霧した後、乾燥させる。

④ 格納設備については、次のとおり管理を行う。

ア 必要に応じて、格納設備の洗淨・消毒を行う。

イ 格納設備内の整理整頓を常に心がける。格納している物品を使用する前には使用期限等を確認し、不要物品については適切に処分する。

ウ 医療機器類（注射針、シリンジ等）を取り扱う場合は、厳重に管理を行う。

⑤ 冷蔵庫・冷凍庫については、次のとおり管理を行う。

ア 冷蔵庫・冷凍庫の霜取りを定期的に行う。また、必要に応じて洗淨・消毒を行う。

イ 冷蔵庫・冷凍庫内の整理整頓を常に心がける。格納している物品を使用する前には使用期限等を確認し、不要物品については適切に処分する。

⑥ 薬剤類（殺処分用薬剤、ワクチン等）については、次のとおり管理を行う。

ア 薬剤類は、施錠可能な冷蔵庫で保管する。

イ 薬剤類の使用状況について業務報告書に記載し、使用の都度、動物管理指導センターに報告する。

ウ 薬剤の使用量および残存量について薬品受払簿に記載して管理するとともに、毎月、動物管理指導センターに報告する。

⑦ 動物収容施設内の床面については、次のとおり管理を行う。

ア 動物の毛、土埃、食餌等を取り除き、廃棄物容器に捨てる。

イ 床面を洗淨する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。

	<p>ウ 洗浄後、清潔なタオル等で床面を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を床面に全体噴霧した後、乾燥させる。</p> <p>⑧ 動物収容施設内の壁、窓、天井および換気扇については次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 定期的に動物の毛、埃等を取り除き、廃棄物容器に捨てる。</p> <p>イ 必要に応じて、床面と同様の洗浄・消毒を行う。</p>
<p>廃棄物および動物の死体の処理</p>	<p>① 廃棄物については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 動物管理指導センターの立地する福井市および敦賀市の廃棄物分別基準に合わせて、廃棄物を処分する。</p> <p>イ 廃棄物容器は蓋により密閉できるものとし、内部に所定のごみ袋を備え付ける。</p> <p>ウ 福井市および敦賀市のごみ収集日を確認し、廃棄物を搬出する。なお、暑熱時は、臭気等の発生を抑えるため、搬出の頻度を上げる等の措置を講じる。</p> <p>エ 廃棄物の搬出時には、内容物の漏出により動物収容施設等が汚染されないよう注意する。なお、漏出した場合は、速やかに別のごみ袋を用意して漏出物を密閉し、漏出場所およびその周辺の洗浄・消毒を行う。</p> <p>オ 廃棄物の搬出の都度、廃棄物容器を洗浄・消毒するとともに、廃棄物容器の破損等の有無について確認する。破損等が確認された場合は、新しい廃棄物容器に取り換えるなど適切に対応する。</p> <p>カ 医療廃棄物については、その他の廃棄物とは別に管理を行い、適切に処分する。</p> <p>② 動物の死体については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 動物の死亡を確認後、速やかに当該死体を袋に入れる。</p> <p>イ 搬出時には、当該死体の体液または糞尿等の漏出により動物収容施設等が汚染されないよう注意する。なお、漏出した場合は、速やかに別のごみ袋を用意して漏出物を密閉し、漏出場所およびその周辺の洗浄・消毒を行う。</p> <p>ウ 当該死体を処分するまでの間、臭気等の発生を抑えるため、大型冷凍庫で一時的に保管する。</p> <p>エ 当該死体を動物焼却施設等に運搬し、処分を依頼する。</p>
<p>保護収容車等の管理</p>	<p>① 保護収容車については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 保護収容車に捕獲檻を載せている場合は、当該捕獲檻を別の場所に移動させてから清掃等を行う。</p> <p>イ 保護収容車収容スペースにある汚物（動物の毛、糞便、土埃等）を取り除き、動物収容施設内の廃棄物容器に捨てる。</p> <p>ウ 保護収容車を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>エ 洗浄後、清潔なタオル等で保護収容車収容スペースを拭き上げ、必要に応じて消毒剤を収容スペースに全体噴霧し</p>

	<p>た後、乾燥させる。</p> <p>② 捕獲檻については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 捕獲檻に動物がいる場合は、当該動物を別の場所に移動させてから清掃等を行う。その際、移動させた場所において当該動物による危害等が発生しないよう十分に注意する。</p> <p>イ 捕獲檻にある汚物（動物の毛、糞便、土埃等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。</p> <p>ウ 捕獲檻を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>エ 洗浄後、清潔なタオル等で捕獲檻を拭き上げ、必要に応じて消毒剤をケージ等に全体噴霧した後、乾燥させる。</p>
<p>緊急の対応が必要な場合</p>	<p>① 次の場合は、条例に基づき安全衛生上緊急に対処する必要があるため、動物管理指導センターの指示を受けて業務を遂行する。</p> <p>ア 係留されていない犬による人の生命または身体に対する侵害を防止するために緊急に措置を講ずる必要があり、かつ、当該犬の保護収容が著しく困難であると認める場合</p> <p>イ 飼養されている犬による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために措置を講ずる必要があると認める場合</p> <p>ウ 法に規定する特定動物飼養者が飼養する特定動物が逸走した場合において、当該特定動物による人の生命または身体に対する侵害を防止するために緊急に措置を講ずる必要があると認める場合</p> <p>エ 法に規定する特定動物飼養者に対し、その飼養する特定動物が人の生命または身体に害を加えたときに、当該被害状況およびその講じた措置の概要を届け出させる場合</p> <p>オ 犬の飼い主に対し、その飼養する犬が人をかんだときに、当該被害状況およびその講じた措置の概要を届け出させる場合。</p> <p>② ①のほか、警察当局が関連する事案や災害発生時など、動物管理指導センターが安全衛生上緊急に対処する必要があると認めた場合は、動物管理指導センターの指示を受けて業務を遂行する。</p>

(2) 福井県動物愛護管理推進計画の施策の推進に関する以下の業務

業務名	業務の詳細
<p>飼い主講習会の実施</p>	<p>① 初めて動物を飼養する者および譲渡希望者等に対し、月2回以上、飼い主講習会を実施する。</p> <p>② 講習会の内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 犬および猫の生態について</p> <p>イ 犬および猫の終生飼養について</p> <p>ウ 犬および猫に起因する迷惑の防止について</p>

	<p>エ 犬および猫の健康管理について</p> <p>オ 動物愛護管理関係法令の遵守について</p> <p>カ その他、優良飼い主となるための必要事項について</p>
犬猫譲渡会の開催	<p>① 犬猫譲渡会について、次のとおり開催する。</p> <p>ア 動物管理指導センターまたは譲渡会を行うのに適した場所で譲渡会を開催する。</p> <p>イ 月2回以上の開催とし、開催曜日は土曜日、日曜日または祝日とする。</p> <p>② 事前に飼い主講習会を受講した者のみ、譲渡会への参加を認めるものとする。なお、譲渡会当日（開催前）においても講習会を実施する。</p>
動物愛護の広報強化	<p>① 法の規定に基づき、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、県が動物愛護週間に関連して実施する「動物愛護フェスティバル」の運営管理および広報活動を行う。</p> <p>② 市町や関係団体等と協力して、犬猫譲渡会の開催および犬猫の適正飼養に係る広報活動を行う。</p> <p>③ ふれあいマッチング室を活用して、犬および猫の家庭での適正飼養方法の広報活動を行う。</p>
動物愛護に関する講習の実施	<p>① 幼児、小学生および中学生に対して、子どもたちが継続的に動物愛護について考え、動物愛護意識の浸透を深めることができるよう、動物愛護出前講習等を実施する。</p>
動物愛護管理モラルアップ地区事業の推進	<p>① 地域での動物に起因する問題に対応するため、動物愛護管理についてのルールづくり等に取り組む「動物愛護管理モラルアップ地区」の活動を支援する。</p>
地域猫活動への支援	<p>① 苦情相談等において、「飼い主のいない猫（野良猫）を減らすガイドライン」の周知および啓発を行う。</p> <p>② 地域猫活動を行う自治会等に対し、必要に応じて助言等を行う。</p>
動物ボランティアの活動推進	<p>① 福井県動物愛護管理推進計画に基づき実施する各種事業への協力を依頼できる「動物ボランティア」を育成・募集する。</p> <p>② 登録ボランティアに対して、ボランティア保険の加入等の活動支援を行う。</p>
その他	<p>① 福井県動物愛護管理推進計画に掲げられた数値目標を達成するために必要な業務を遂行する。</p>

2 業務の実施体制等

(1) 使用施設および設備等

委託業務の遂行にあたり、受託者は、別表1に掲げる福井県が所有する施設、設備、保護収容車および備品等を使用するものとする。また、当該施設および設備等に係る維持管理を適切に行うものとする。

(2) 業務日および業務時間

受託者の業務日および業務時間については、次のとおりとする。ただし、緊急の出動要請があった場合等は、この限りではない。

ア 業務日

毎週月曜日から金曜日までとし、休日等（土曜日、日曜日、12月29日から12月31日、1月2日、1月3日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

ただし、収容動物がいる場合は、休日等も含めて毎日飼養管理を行うものとする。また、譲渡会については、休日等に開催するものとする。

イ 業務時間

8時30分から17時15分までとする。

(3) 業務区域

受託者の業務区域については、次のとおりとする。

ア 動物管理指導センター本所：福井市、永平寺町、坂井市、あわら市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町

イ 動物管理指導センター嶺南支所：敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、高浜町、おおい町

(4) 人員配置

受託者は、原則として、次のとおり職員を配置するものとする。

ア 業務責任者：本所1名、嶺南支所1名

イ 本所：常時3名以上（業務責任者を含む）。巡回機動班は2班以上とし、保護収容車による巡回を行う場合は2名以上の職員で行う。なお、巡回中においても動物管理指導センターと連絡がとれるよう体制を整えるものとする。

ウ 嶺南支所：常時1名以上（業務責任者を含む）。巡回機動班は1班以上とし、保護収容車による巡回を行う場合は2名以上の職員で行う。なお、巡回中においても連絡がとれるよう体制を整えるものとする。

(5) 資格等

職員の資格等については、次のとおりとする。

ア 業務に従事するすべての職員について、普通自動車運転免許を有しているものとする。

イ 業務に従事するすべての職員について、動物に関する適正な知識を有しているものとする。

ウ 業務に従事する職員のうち、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格をもつ職員を1名以上置くものとする。

エ 業務に従事する職員のうち、獣医師の資格をもつ職員を1名以上置くものとする。

3 費用の負担区分

(1) 費用の負担区分は、別表2によるものとする。

(2) 修繕に係る費用が1件につき3万円未満の軽微な修繕は、受託者の負担とする。

(3) 修繕に係る費用が1件につき3万円以上の修繕については、その都度県と協議して行うものとする。

4 法令の遵守

委託業務の執行にあたっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

ア 狂犬病予防法

- イ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ウ 狂犬病予防法施行令
- エ 狂犬病予防法施行規則
- オ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
- カ 狂犬病予防法施行細則
- キ 福井県動物の愛護および管理に関する条例
- ク 福井県動物の愛護および管理に関する条例施行規則

(別表1)

使用施設および設備等

1 動物管理指導センター本所（福井市徳尾町地係）建物約378㎡ 広場 ㎡

動物収容施設 (犬経過観察室・隔離室、 犬飼養管理室、犬ふれあ いマッチング室、猫経過 観察室・隔離室、猫飼養 管理室、猫ふれあいマッ チング室)	・設備：個別管理用ケージ、給湯設備等
トリミング室	・設備：トリミング台、ドッグバス、給湯設備等
車庫（ケージ庫含む）	・設備：大型冷凍庫
事務室	・県職員の執務スペースを除く ・設備：事務机、椅子、給湯設備等
更衣室（男・女）	・県職員のスペースを除く ・設備：ロッカー
ホール（掲示スペース等）	・設備：掲示板等
多目的ホール	・設備：長机、椅子 ・譲渡会や動物愛護の講習会に使用する。
屋外（ドッグラン）	・収容動物の運動に使用する。
屋外（多目的広場）	・譲渡会等のイベントに使用する。

2 動物管理指導センター嶺南支所（所在地：敦賀市開町6-5）建物約㎡

動物収容施設（犬飼育管 理室、猫飼育管理室）	・設備：個別管理用ケージ、給湯設備等
車庫	・面積：約18㎡（保護収容車1台分） ・設備：大型冷蔵庫等
事務室	・設備：事務机、椅子、脇机、パーテーション、給湯設備等
譲渡会用スペース (駐車場の一部)	・譲渡会を実施する場合のみ使用するものとする。

3 保護収容車

	本所1	本所2	嶺南支所
車種	日産 小型貨物バン	日産 小型貨物バン	日産 小型貨物バン
総排気量	2.95L	3.15L	2.95L
車番	福井400そ1139	福井400せ3223	福井400た1396
初登録年月日	平成22年3月30日	平成18年7月20日	平成27年8月31日
乗用定員	6名	6名	6名
車両重量	3,600kg	3,490kg	3,510kg
最大積載量	950kg	1,000kg	800kg
燃料の種類	軽油	軽油	軽油
車検満了日	平成30年3月30日	平成30年8月2日	平成30年8月30日
保管場所	本所 (福井市徳尾町)		嶺南支所 (敦賀市開町)

4 その他

動物保護収容器具等	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻 (8基) ・バケツ型捕獲器 (3基) ・マイクロチップリーダー (4台) ・その他消耗品
-----------	--

(別表2)

費用の負担区分

経費内訳	区分		備考
	県	受託者	
配置職員の人件費		○	
使用施設に係る光熱水費	○		
使用施設に係る通信費	○	※	固定電話、FAX等 ※乙が独自に回線を開通する場合は、乙の負担とする。
事務用品に係る経費		○	筆記用具、コピー用紙、コピー用品等
配置職員の服装等に係る経費		○	作業服、名札、作業用長靴、ゴム手袋等
啓発用資材等の作成に係る経費		○	チラシ、立看板等
保護収容車の車両管理に係る経費		○	法定点検、車検、任意保険、スタッドレスタイヤ購入、タイヤ交換等
保護収容車に係る燃料費		○	軽油等
収容施設の清掃管理に係る経費		○	清掃用具、消毒薬等
収容動物の飼養管理に係る経費		○	エサ、ペットシート、移動用ケージ、リード等
譲渡候補動物の健康管理に係る経費		○	駆虫剤、ワクチン、狂犬病予防注射、シリンジ、注射針、健康診断等
譲渡候補動物のマイクロチップ埋込みおよび不妊去勢手術に係る経費	○		
収容動物の殺処分に係る経費		○	処分用薬剤、シリンジ、注射針、保管袋等
動物の死体の処分に係る経費		○	
医療廃棄物の処分に係る経費		○	
動物愛護フェスティバルの運営管理に係る経費		○	
動物収容施設およびその設備の修繕または購入に係る経費			<ul style="list-style-type: none"> ・修繕等に係る費用が1件につき3万円未満の軽微な修繕等は、受託者の負担とする。 ・修繕等に係る費用が1件につき3万円以上の修繕等については、その都度県と協議して行うものとする。
大型冷凍庫の修繕または購入に係る経費			
捕獲檻、バケツ型捕獲器の修繕または購入に係る経費			
マイクロチップリーダーの修繕または購入に係る経費			